# ●電子申請による免許申請について●

平成20年2月より、免許証の電子申請はe-Gov(電子政府の総合窓口)電子申請システムを利用 して行っていただくことになりました。

なお、令和3年10月より、免許証の電子申請に電子署名は不要となりました。

※ 電子申請の留意点や方法などについてはe-Govホームページでご確認下さい。(URL: https://shinsei.e-gov.go.jp/)

## I 事前準備(初めての方のみ)

パソコン環境の設定を行って下さい。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「利用準備」のページを参照下さい。(URL:https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/preparation/)

## Ⅱ 申請書の作成

- ※ 作成方法については、e-Govホームページ上にある「電子申請する」のページを参照下さい。(URL:https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/procedure)
- ※ 申請手続は正しく選択して下さい。
  - 「〇〇免許の試験合格に係る新規交付申請」:「免許試験合格通知書」を交付された方
  - 「〇〇免許の試験<u>免除</u>に係る新規交付申請」:「免許試験<u>結果</u>通知書」を交付された方、

無試験で免許を受ける資格のある方

#### Ⅲ 電子納付(前納)

免許証申請の手続については、手数料(各種免許申請につき1,450円)を納付する必要があり ます。<u>手数料を納付した後の返還・流用は認められませんのでくれぐれもご注意下さい。</u>手数料 等に疑義がある場合は、事前に都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

※ 納付方法については、e-Govホームページ上にある「電子納付について」のページを参照下 さい。

(URL: https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/payment)

### Ⅳ 添付書類の提出

写真(横24mm×縦30mm)(運転免許証サイズ)1枚及び添付書類(17、18ページ参照)に ついては、郵送により提出して下さい。なお、郵送するに当たっては、e-Gov電子申請システム の添付書類の情報を入力する画面の「別送」を選択していただくとともに、郵送時にe-Gov電子 申請システムの「手数料納付期限のお知らせ」が表示されているページを印刷して同封して下さい。

また、封筒には赤字で「電子申請」と記載してください。

#### V 申請後の処理

申請後、申請した手続の処理状況を確認することができます。

※ 詳しくはe-Govホームページ上にある「申請等の処理状況を確認する」のページを参照下 さい。

(URL: https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/help/guide/confirm)